

第 51 回会合を踏まえた構成員質問に対する回答（NTT 東日本・西日本）

質問 NTT 東日本・西日本は「光卸については既に、指定役務として保障約款に基づく役務提供義務も課せられている」と発言していたが、今回の制度整備案で示されている「提供義務」との法的な関係性について、NTT 東日本・西日本としてはどのように捉えているのか。

（西村暢史構成員）

（NTT 東日本・西日本回答）

- ・ 光コラボ（光サービス卸）は指定電気通信役務であることから、電気通信事業法第 25 条第 2 項の規定により、保障契約約款（IP 通信網サービス契約約款）に基づく提供義務を既に課せられていると考えます。
- ・ したがって、今回の制度整備案で示されている「提供義務」が、「協議を行うことの義務」ではなく、「正当な理由がなければ、役務の提供を拒んではならない義務」を意味するのであれば、それは二重規制にあたるものと考えます。

参考 電気通信事業法

（提供義務）

第二十五条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における保障契約約款に定める料金その他の提供条件による当該指定電気通信役務の提供を拒んではならない。